

第2章 区民と地域の防災力向上

この章のポイント

過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われるなど、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

ここでは、自助・共助の担い手となる区民、地域、消防団、事業所など、つながりで守る地域防災力を向上させるための対策を示す。

1 想定される事態と認識

- 町会・自治会への加入率の低下など、地域コミュニティの基盤の弱体化や連帯意識の低下により、地域のつながりが薄れ、町会・自治会等の地域コミュニティの担い手が不足すると、災害時の助け合いが困難になるおそれがある。
- 新たな被害想定を踏まえた東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、家具転倒防止対策や感震ブレーカーの設置、消火器等による初期消火対策など自助・共助の取組推進が被害減少に大きく寄与することを指摘している。
- 自助・共助の担い手となる区民、地域、消防団、事業所など、これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、地域の防災力の向上を推進していく必要がある。

2 現在の到達状況

（1）自助による区民の防災力向上

- 区民による自助の備えを促進するため、各種普及啓発を行う中、令和4年墨田区住民意識調査によると、家庭で行っている防災対策は、飲食料品の確保は62.5%、家具の転倒・落下・移動防止対策は42.9%となっている。

（2）地域における共助の推進

- 区内の町会・自治会を母体とする住民防災組織は、現在170団体が結成されており、地域の防災に重要な役割を果たすなど、地域における防災訓練の主体ともなっている。

（3）マンション防火対策における自助・共助の推進

- 区はマンション防災対策として、「すみだ良質な集合住宅認定制度（防災型）」を導入しているほか、墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例（平成20年墨田区条例第10号）に基づく規制誘導により備蓄倉庫の整備などを進めている。

（4）消防団の活動体制の充実

- 区内の消防団員数494人、充足率76%（令和7年1月現在）の中、区民防災訓練や総合防災訓練などを通じて、災害時における地域連携を図る取組を実施している。

（5）事業所による自助・共助の強化

- 事業所防災計画の作成をはじめ、地域との連携を図る取組を推進している。

（6）ボランティアとの連携

- 社会福祉法人墨田区社会福祉協議会において、災害ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施している。

（7）区民・行政・事業者等の連携

- 地域住民が主体となる防災活動を強化するため、防災士の育成（令和7年3月現在、151人）を推進している。

3 対策の方向性

（1）自助による区民の防災力向上

- 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者など多様な視点を踏まえた防災対策の充実を図る。
- 「自らの生命は自らが守る」ことを防災の基本として、区民一人ひとりの初期消火や救出・救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。
- 総合的な防災教育の推進により、児童・生徒や外国人等への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

（2）地域による共助の推進

- 区の共助の中核を担う住民防災組織の体制強化を図り、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の啓発や区内全域における活動展開を促進することにより、地域の共助を推進していく。

（3）マンション防災における自助・共助の推進

- 日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を図っていく。

（4）消防団の活動体制の充実

- 初期消火や救出・救助などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の加入促進や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資器材等の整備を推進し、消防団活動体制の充実を図っていく。

（5）事業所による自助・共助の強化

- 行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。

（6）ボランティアとの連携

- 発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都及び墨田区社会福祉協議会、地域活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

（7）区民・行政・事業者等の連携強化

- 防災士資格取得者による墨田区防災士ネットワーク協議会と、区・区民・事業者の連携を強化する。

4 具体的な取組

地震前の行動 (予防対策)	自助による区民の防災力向上 ○区民による自助の備えの促進 ○区民の防災意識の普及啓発、防災訓練の充実・教育の推進 ○外国人への防災知識の普及啓発	地域による共助の推進 ○住民防災組織、区民消防隊、地域防災活動拠点会議、中学生自主防災組織の育成・体制の強化	マンション防災における自助・共助の推進 ○マンション居住者による自助・共助の備え ○防災意識の啓発、防災訓練の実施	消防団の活動体制の充実 ○消防団の活動支援・体制の強化	事業所による自助・共助の強化 ○事業所防災計画の作成推進 ○自衛消防隊の活動能力の充実・強化 ○事業所相互間、災害協力隊、地域等との協力体制の推進	ボランティア活動の支援体制づくりの推進 ○ボランティアの受入体制の整備・育成	区民・行政・事業者等の連携 ○区民・行政・事業所の相互支援体制の強化 ○地域における防災連携体制の確立 ○防災士資格の取得者による協議会の運営
地震直後の行動 (応急対策) 発災後72時間以内	自助による応急対策の実施 ○区民自身による出火防止及び初期消火活動 ○正確かつ迅速な情報収集等の実施 ○外国人への情報提供による支援	地域による応急対策の実施 ○住民防災組織、区民消防隊、地域防災活動拠点会議、中学生自主防災組織による初期消火、救出・救護、避難運営等の実施	マンション防災における応急対策の実施 ○マンション管理組合等による応急対策の実施	消防団による応急対策の実施 ○被災状況などの情報収集活動の実施 ○初期消火、救出・救護、避難誘導等の実施	事業所による応急対策の実施 ○事業所による自衛消防活動の実施 ○従業員等の安全確保と情報収集 ○地域と連携した消火、救出・救助活動	ボランティアとの連携 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○災害ボランティアセンターによるボランティア活動支援	
地震後の行動 (復旧対策) 発災後1週間 目途							
5 到達目標	■自助の備えを講じている区民の割合のさらなる向上 ■区民防災訓練や総合防災訓練の充実と参加者数の向上	■町会・自治会の住民防災組織の結成率100%など、地域の防災力の向上	■マンションを含めた地域の防災活動を活性化	■消防団活動体制の強化により、災害活動能力を向上	■事業所防災計画の作成や災害時協力協定締結等の推進	■円滑なボランティア活動のための育成・支援体制の構築	■防災士による墨田区防災士ネットワーク協議会の自立した運営

第1章
区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

予防対策

第1節 自助による区民の防災力の向上

第1項 区民等の役割

区民等は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、必要な防災対策を推進する。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカーなど防災用品の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止対策
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 飲料水（1日一人30日安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- 7 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日分、推奨1週間分）
- 8 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難方法、安否確認や連絡方法の取り決め
- 9 都や区が行う防災訓練や防災事業への積極的参加
- 10 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 11 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- 12 災害発生時に備えて、一時集合場所、避難場所、指定避難所、避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- 13 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

第2項 防災意識の啓発

[各機関]

区及び都並びに防災関係機関は、防災関係職員に対し専門的教育訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して区民に対し防災知識を普及し、広報するとともに、常に防災意識の向上に努める。

機関名	内 容
区	1 区民への普及啓発 （1）主な広報事項 ア 区防災計画 イ 出火防止及び初期消火並びに救出・救護知識 ウ 災害時の心得、避難誘導（避難先、経路、方法、指示の伝達等） エ 過去における地震災害に関する知識 オ 警戒方法及び災害予防事項 カ 区内一般情勢、危険箇所、被害予想等 キ 地震への備え

区	ク 高層建築物における地震発生時の心得 ケ 事業計画 (2) 防災の日の設定 毎月1日（1月は17日）を「墨田区防災の日」と定め、区民の防災意識の高揚及び普及の充実に努める。 (3) 起震車の利用 区の起震車を活用し、人工地震体験等を通して、区民の防災意識の普及・高揚並びに地震時の対応力の養成に努める。 (4) 講習会等による普及広報 ア 「防災の日」である9月1日を含む1週間程度の期間、防災フェアを行う。 イ 防災関係機関等との緊密な連絡のもとに座談会、講習会等により周知に努める。 ウ 特に、東京都震災対策条例の趣旨に鑑み、「区民の責務」「事業者の責務」「帰宅困難者の事前準備」等について、啓発と実践誘導を図る。 (5) 印刷物等による普及広報 ア 区報はもとより、防災関係機関の広報紙等に随時防災関係記事を掲載し、防災知識の普及を図る。 イ 地震に備え、防災知識の普及等を目的とし、避難場所や避難所などを記載した「墨田区防災マップ」を挟み込んだパンフレット「墨田区地震ガイドブック」を作成し、周知を行う。 ウ 「防災用品・消火器あっせんのご案内」により、日常備蓄の推進と家庭の安全対策への普及を図る。 エ 東京都が作成・配布した防災ブック「東京防災（2023改定版）」及び「東京くらし防災（2023改定版）」を区民に広く周知する。 (6) 区公式ホームページやSNS等を活用した普及広報 ア 区公式ホームページ等に災害対策などを掲載し、区民の防災意識の向上を図る。 イ 区公式フェイスブックや危機管理X（旧ツイッター）等SNSを用いてイベント情報や災害に対する注意喚起等を定期的に配信する。 ウ 区防災計画、防災体制等を適宜報道機関に発表し、区民の防災に関する関心を高め、その知識の普及を図る。 エ 区内在住の外国人や観光客などに向けて防災情報や災害発生時における災害情報を提供するため、インターネットなどを通じた外国語による情報発信の取組を促進する。 2 職員への防災教育 職員に対し、区防災計画の概要、活動体制その他防災に関する講習会等を開催するほか、防災関係機関等が開催する講習会、訓練等へ職員を派遣する。
警視庁 第七方面本部 本所・向島 警察署	1 広報内容 (1) 地震等に関する一般知識 (2) 事前に区民等の取るべき措置 (3) 地震発生時の対応措置 (4) 地震発生時の警視庁の諸活動 (5) 大震災対策のための心理学的調査研究結果 2 広報手段及び方法 (1) 自主防災組織、町会・自治会等を通じての地域住民への働きかけ (2) 幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ (3) 事業所等に対する積極的な働きかけ (4) 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯

警視庁 第七方面本部 本所・向島 警察署	座談会等諸警察活動を通じての広報活動 (5) 運転免許更新時における広報誌の配布 (6) 防災相談コーナーの設置 (7) 警視庁ホームページを通じた広報活動 3 広報媒体 (1) パンフレット（日本語・英語・中国語・韓国語） (2) パネル（過去の大地震等）
東京消防庁 第七消防方面 本部 本所・向島 消防署	1 「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導、ホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 2 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 3 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 5 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 7 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 8 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 9 各家庭を訪問し、防火防災対策の普及啓発を目的に行う「防火防災巡回」及び要配慮者や希望する区民に対し、住居への立ち入りを前提とし防火防災上の安全性の確認を行う「住まいの防火防災診断」の実施 10 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 11 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布及び家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 12 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 13 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
都水道局	1 広報内容 (1) 地震発生に際しての水道局の応急対策 (2) 水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由 (3) その他、地震発生後に必要な注意事項など 2 広報手段 (1) 「くらしのガイド」その他各種パンフレット、インターネットホームページやX（旧ツイッター）などによる自主広報とともに、都・区市町村、国、その他各防災機関に働きかけて、広報紙、パンフレット等に掲載を依頼する。 (2) 水道施設見学会や施設開放、水道週間等の行事の場を利用するほか、都・区市町村及び各防災機関の行う集会、研修会の場などを積極的に利用する。 (3) 都の提供するラジオ、テレビ番組をはじめ、出版及び報道機関の防災特集や生活情報、都や防災機関の防災広報映画などの企画に働きかけるなど、視聴覚媒体を活用した広報の実施を図る。
首都高速道路 東京東局	震災時において利用者が適切な判断や行動ができるよう、各種の防災関連行事等で避難対応等の情報を周知させるためのパンフレットを配布する。
NTT東日本	防災展及び地域防災訓練等で災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布を行い、都民へ電話の混雑防止対策及び安否確認ツールの普及・啓発を行っている。

東京ガスグループ	防災の日及び防災週間中に都民等に対し、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。
東京電力パワーグリッド 江東支社	1 災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、パンフレットを発行している。 2 「東京電力の防災対策」の紹介ビデオ（一般用・研修用、日本語版・英語版）を作成し、お客様に当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図っていく。

第3項 防災教育・訓練の充実

〔各機関〕

幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を養成することが重要である。各機関は、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、学校、住民防災組織、応援協定を締結した団体等、多様な主体と連携した訓練に取り組む。さらに、区民、住民防災組織等を対象とし、Web サイトでの訓練メニューの紹介や、総合防災訓練における区民参加型訓練の実施など、訓練の充実と活性化を図っていく。

- 1 住民防災組織の育成指導
- 2 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する訓練への支援
- 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への参加に対する支援
- 4 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
- 5 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上
- 6 男女共同参画の視点に立った訓練計画
- 7 中学生に対する普通救命講習の受講支援や防災意識を高めるための防災教育の推進

（1）区民防災訓練

町会・自治会の自主防災組織による区民防災訓練は、各町会・自治会により年1回程度実施されている。

- | | | |
|-----------|----------------------------|------------|
| ア 情報伝達訓練 | イ 出火防止訓練 | ウ 初期消火訓練 |
| エ 救出救護訓練 | オ 避難訓練（発災型対応訓練、安否確認訓練を含む。） | |
| カ 資器材取扱訓練 | キ 給食・給水訓練 | ク 要配慮者対策訓練 |

（2）総合防災訓練

災害対策基本法に基づき、区の地域に大地震が発生したことを想定し、区及び防災関係機関が住民と一体になって区地域防災計画に習熟するとともに、区及び防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、総合防災訓練を実施する。

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| ア 関係機関総合訓練 | イ 区民参加型訓練 | ウ 普及啓発活動等 |
|------------|-----------|-----------|

(3) 消火、救出・救助、応急救護訓練計画

〔東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

地震により発生する火災をはじめ、各種災害に対処するため、消防団・東京消防庁災害時支援ボランティア・事業所、住民等を対象として、初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など、地域特性に応じた実践的で基本的な防災訓練を行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。また、教育機関等と連携し、発達段階に応じた総合防災教育を実施する。

ア 出火防止等に関する教育・訓練の実施

イ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進

ウ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実

エ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実

オ 都民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備

カ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上

キ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進

ク 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施

ケ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施

コ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨

サ 町会・自治会を中心に、民生委員・児童委員、町会・自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領・救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施

シ 要配慮者の防災行動を高めるための訓練の推進

ス 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

さらに、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
消 防 団	1 参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 2 通信運用訓練及び情報整理 3 部隊編成訓練 4 消火、救出・救護活動訓練 5 消防署隊との連携訓練 6 東京消防庁災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練 7 地域住民との協働による消火、救出・救護活動訓練	1 年間教育訓練計画を樹立し、その計画に基づいて実施する。 2 地域住民が実施する防災訓練において、連携した訓練を実施する。

東京消防庁 災害時支援 ボランティア	災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施 平常時には、以下の活動を実施 1 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」「コーディネーター講習」への参加 3 その他、登録消防署の要請による活動	1 火災予防運動や防災とボランティア週間などの機会を捉え、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。 2 地域住民が実施する防災訓練において、連携した訓練を実施する。
区 民	1 身体防護訓練 2 出火防止訓練 3 避難訓練 4 初期消火訓練 5 救出・救助訓練 6 応急救護訓練 7 通報連絡訓練 8 その他の訓練	1 基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し、実施する。 2 年間を通じ、街区を単位とした小規模な訓練（まちかど防災訓練）等を随時実施する。 3 年1回以上総合訓練を実施する。
事業所	1 身体防護訓練 2 出火防止訓練 3 情報収集・伝達訓練 4 初期消火訓練 5 通報訓練 6 避難誘導訓練 7 救出・救護訓練	1 消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、計画に基づいた訓練を実施する。 2 年1回以上総合訓練を実施する。 3 町会等との応援協定を締結している場合は、その協定に基づく訓練を実施する。
医療機関	1 緊急医療救護所の運営訓練 2 傷病者の救急度に応じた分類（トリアージ^(*)）及び救急処置並びに搬送訓練	区主催の総合防災訓練で実施するほか、火災予防運動期間等において連携した訓練を実施する。

第4項 外国人支援対策

〔区〕

都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で情報を提供する。

なお、各種取組を行う上では、東京都防災（語学）ボランティア等と連携して、防災訓練に参加する外国人の支援を行うとともに、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。

^(*) 災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定することをいう。

第2節 地域による共助の推進

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 住民防災組織等の役割

地域組織及び住民が自主的に結成した住民防災組織の役割や取るべき措置は、次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 初期消火、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- (3) 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
- (6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

2 活動能力の向上

(1) 初期消火技術の普及・啓発

消防署は、初期消火マニュアルを活用し、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等による実践的な初期消火対策を指導し、住民防災組織等における初期消火体制の強化を推進する。

(2) 救出活動技術の普及・啓発

消防署は、住民防災組織等に対する救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

(3) 応急救護技術の普及・啓発

消防署は、積極的に住民防災組織に対して応急救護に必要な知識及び技術を普及し、自主救護能力の向上を図る。

応急手当普及用資器材の整備・充実を図るとともに、公益財団法人東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開する。

一定以上の応急手当技能を有する区民に対し、その技能を認定することにより、応急救護に関する技能の向上と意識の高揚を図る。

(4) 救出・救助資器材の配備

区は、あらかじめ救出・救助資器材を地域に配備し、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署と連携し、救出・救助能力の向上を図る。

3 住民防災組織等の充実

(1) 住民防災組織

区内の町会・自治会を母体として結成されている住民防災組織は、現在 170 団体であり、地域防災に重要な役割を果たしている。区では、自主的な住民防災組織の育成・強化を図るため、墨田区住民防災組織の育成等に関する条例（昭和 51 年墨田区条例第 23 号）に基づき、助言・指導・防災資器材の整備助成等を行っている。また、全町会・自治会に対し、平成 7 年度、阪神・淡路大震災を教訓に救出・救助工具を配布するとともに、平成 25 年度から初期消火体制の充実等のため消火用スタンド

パイプを配備のもと、消防署や消防団と連携してそれらを活用した実践的な訓練を実施するなど、共助体制の強化を図っている。さらに平成27年度から防災資器材倉庫の建替え等に対する助成を行っている。

なお、住民防災組織の編成区分及び活動については、次の内容に準じて行うものとしている。

※ II-10：住民防災組織結成状況一覧表（別冊 P188 参照）

※ I-05：墨田区住民防災組織の育成等に関する条例（別冊 P7 参照）

区分	予防活動	応急活動
A	防災意識の普及高揚	情報、伝達、広報活動、秩序維持に対する協力
B	出火防止の徹底	出火防止、初期消火活動
C	各種訓練の実施	避難活動、救助物資の配分
D	資器材の備蓄、保守管理	救出救護に対する協力、炊き出しに対する協力

また、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップによる防災力を高めるため、住民防災組織から提案があった場合には、地区防災計画を定めることができるものとする。

（2）要配慮者サポート隊

要配慮者サポート隊は、住民防災組織の中で、平常時における要配慮者情報の把握や訓練、災害時における避難誘導や生活支援などを行う組織で、「住民どうしの助け合いシステム」として、各町会・自治会に要配慮者サポート隊の編成を推進している。区は、支援活動能力の向上を図るため、平成20年度から、救助等に必要資器材の交付及び隊員の普通救命講習における費用の助成を行っている。

（3）区民消防隊

区民消防隊は、震災時の火災発生時に初期消火に当たるもので、町会・自治会単位の自発的な組織（住民防災組織の防火部）として、地域住民10名程度で1隊を編成し、現在51隊が活動している。

区は、初期消火活動を円滑に実施できるよう、訓練等を通じ、技術や知識の向上を図るなど、区民消防隊の支援を行う。

※ II-11：区民消防隊現況一覧表（別冊 P193 参照）

（4）地域防災活動拠点会議

地域防災活動拠点会議は、地域の町会・自治会及び学校関係職員のほか、関係行政機関や区職員等が参加する組織として、現在、38か所に設置している。災害発生時には、区災害対策本部などの活動に協力するほか、事実上の住民代表組織となることから、日頃から地域を形成する関係団体・組織と意思疎通を図り、横のつながりを密接なものとし、防災上の課題解決に取り組んでいく必要がある。

※ II-12：地域防災活動拠点会議結成状況一覧表（別冊 P195 参照）

（5）中学生自主防災組織

地域に居住している中学生は、災害時には支援されるだけでなく、支援する側としても役割が期待されていることから、将来の地域防災の一翼を担うリーダーとして活躍できるよう防災教育面からも支援する。

また、自主防災組織を結成している7校の中学校には、必要な資器材等の整備を行うほか、上級救命講習の受講促進などの支援の充実を図るとともに、未結成の中学校には、その結成を働きかけていく。

第3節 マンション防災における自助・共助の構築

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、区民としての自助の備えや地域による共助の推進を図る一方で、マンション特有の課題に対する対策として、エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施や、排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備などを行う。

2 防災意識の啓発・防災訓練の充実

マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、「東京とどまるマンション」制度の周知はもとより、マンション防災セミナーの開催など、防災意識の啓発を図るとともに、マンション居住者等の自主防災組織が行う防災訓練等の支援を行う。

第4節 消防団の活動体制の充実

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

消防団は、常備消防、区をはじめとする行政機関、住民防災組織及び住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）が施行され、地域防災力の中核として消防団が欠くことのできない代替性のない存在であることから、消防団の抜本的な強化を図るため、その体制の強化を更に推進する。

- 1 消防団への積極的な加入が促進されるよう、女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団を P R し、入団等を促進する。また、特別区では、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- 2 公務員の兼職に関する特例や事業者の協力について規定が定められ、消防団へ入団しやすい環境が整備された。そこで、官公署を始め、事業者は、消防団の入団や活動への柔軟かつ弾力的な取扱い、雇用する側の協力体制の配慮等について必要な措置を講ずるよう求められている。
- 3 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を計画的に整備している。
 - ※ II-08：消防団の現況（別冊 P186 参照）
 - ※ II-09：消防団資器材の現況（別冊 P187 参照）
- 4 各種資器材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 5 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 6 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- 7 消防団員の資格取得を推進するとともに、消防団員が有している重機操作、自動車等の運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。
- 8 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 9 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 10 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 11 消防団員への訓練に e-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

第5節 事業所による自助・共助の強化

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、
本所・向島消防署]

1 事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、次のような対策等を図っておくことが必要である。

(1) 帰宅困難者対策

都民、事業者、行政等のそれぞれの役割と取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例や帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、帰宅困難者の一斉帰宅抑止対策や利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映し、従業員への周知を図る。

(2) 非常用品の備蓄、防災資器材の準備

社屋内外の安全化、防災資器材や水・食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）の整備を図り、トイレ対策、従業員や顧客の安全確保対策を推進する。

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。なお、事業継続計画（BCP）の整備は地震後も従業員が事業所に留まる契機となることから、「むやみに移動しない」等、災害時の行動ルールを盛り込みながら策定する。

(4) 事業所の安全点検

地震が発生した場合、最も重要となるのが従業員や顧客の身の安全を守ることであるため、地震の揺れによる被害を抑止するための対策として、建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、パソコン等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施する。

(5) 従業員とその家族の安否確認

従業員とその家族の安否確認に当たっては、NTTによる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用ブロードバンド伝言板（web171）、各携帯電話事業者による災害用伝言板サービスなどについて、各事業者が従業員等に対し、これらの存在や取扱方法等の周知を図り、家族との連絡方法等をあらかじめ決めておくように指導する。

(6) 地域連携・地域貢献

組織力を活用した地域活動への参加、住民防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策と災害時の地域貢献対策を促進する。

2 事業所の防災計画と組織

事業所には、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画の作成が義務付けられている中、すべての事業所に対する事業所防災計画の作成の指導を行うとともに、各種訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。

また、事業所相互間の協力体制、災害協力隊等との連携を強めるとともに、保有資材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

- (1) 防火管理者又は防災管理者の選任を要する事業所については、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画及び施設再開までの復旧計画について消防計画に定め、届け出ることとする。防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。
- (2) ホテル、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。さらに、震災時には自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

3 活動能力の向上

(1) 救出活動技術の向上

消防署は、バール、とび口等、震災に備えた自衛消防隊の装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

(2) 応急救護知識の普及及び技術の向上

発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

第6節 ボランティア等との連携・協働

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

災害時におけるボランティア活動は、被災地の人々の生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。発災時に、ボランティアの協力を広く求めるためには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、平常時から行政との間に信頼関係を確立し、連携協力の仕組みを構築しておかなければならない。

ボランティアは、応急危険度判定員や通訳等の特定の知識や資格を要するものと、避難所等における炊き出しや支援物資配布等の特別な資格を必要としないものなど多様であるため、今後、それぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備や人材の育成等を実施していく。

1 区

区では、ボランティア活動の拠点施設であるすみだボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に必要な人的・物的な援助を墨田区社会福祉協議会が実施している。

災害時ボランティアの活用に当たっては、災対総務部総務隊と墨田区社会福祉協議会とが連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

今後も墨田区社会福祉協議会との密接な連携のもとに、ボランティアの活動形態に対応した育成方法及び受入れ体制の整備を図っていく。また、都及び区において、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。なお、災害時に、区はボランティア等への直接的な支援を行い、都は広域的な立場による活動の調整及び補完を行っていく。

※ VI-01：災害ボランティア受付票（別冊 P293 参照）

2 都

（1）登録ボランティア

都では「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。この要綱に基づき、防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、建設防災ボランティアの募集、育成を行っている。被災宅地危険度判定士については、「東京都被災宅地危険度判定士認定登録要綱」に基づき、実施している。

（2）東京都災害ボランティアセンター

都は、東京ボランティア・市民活動センターと連携して、東京都災害ボランティアセンターを設置し、大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動ができるよう、区市町村の災害ボランティアセンター等の設置・運営等を支援する。

3 警視庁

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警

察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

4 東京消防庁

本所・向島消防署では、大規模地震の際、同時多発する大災害に対応する必要があることから、震災対策の一環としてボランティアとの連携を図り、その行動力を消防業務の支援として活用するため、ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、あらかじめ専門的な知識、技術を修得した「東京消防庁災害時支援ボランティア」の育成を推進している。

そのような中、本所・向島消防災害時支援ボランティアの活動は、東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した本所・向島消防署へ自主的に参集し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などの支援を行うこととしている。

なお、災害時支援ボランティアの募集・育成は、東京消防庁により平成7年7月から開始されたもので、平成18年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大している。

※ IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊 P362 参照）

第7節 区民・行政・事業所等の連携

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 相互に連携した社会づくり

従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力し合うネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することが必要である。区は相互に連携協力し合うネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。

- (1) 駅周辺の駅前滞留者対策協議会等、都、区、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置
- (2) 自治体間の相互支援体制の強化
- (3) 行政、事業所、地域との連携のあり方についての基本指針やマニュアル等の作成
- (4) 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携した救命講習会の実施

2 地域における連携体制の確立

区及び防災関係機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における連携体制の確立を図る。

- (1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進
地域の住民防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など協力体制の推進を図る。
- (2) 地域コミュニティの活性化
町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。
- (3) 合同防災訓練の実施
地域の連携体制を確立するため、地域の防災関係機関、住民防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。
- (4) 多様な地域住民の参加
地域における連携体制の確立に当たっては、女性、子ども、マンション住民、外国人、就労・子育て世代、事業所従業員等、多様な地域住民の参加が可能となるよう、防災事業の実施内容及び参加・協力の呼びかけ等を工夫する。
- (5) 区・区民・事業者の連携の強化
防災士資格取得者による墨田区防災士ネットワーク協議会と、区・区民・事業者の連携を強化する。

第1節 自助による応急対策の実施

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

また、災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。

第2項 外国人支援対策

【外国人支援対策の流れ】



第2節 地域による応急対策の実施

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、
本所・向島消防署〕

住民防災組織や中学生自主防災組織は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出・救護、応急救護活動等を実施する。

1 住民防災組織等による活動

火災が発生した場合は、住民防災組織等が協力して、スタンドパイプや可搬ポンプ等を活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防署隊が到着後は、その指示に従う。

2 救出・救護活動

住民防災組織等が保有する救出救助工具や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所等への搬送を実施する。

また、要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、要配慮者サポート隊などが把握している名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

3 避難所運営

施設管理者、区職員、住民防災組織等と連携し、女性や要配慮者等多様な視点を踏まえた避難所運営を行う。

第3節 マンション防災における応急対策の実施

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、
本所・向島消防署〕

マンション管理組合等は、次のような応急対策を実施する。なお、マンション防災における応急対策は、地域で行われる応急対策とも連携して行う。

1 マンション居住者の安否確認

2 マンション共有の資器材を用いた救出活動支援

3 集会室等を利用した避難所運営

4 建物被害調査と二次被害防止

5 ライフライン復旧状況の確認

6 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援

7 マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

第4節 消防団による応急対策の実施

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

- 1 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 2 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 3 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 4 所轄消防署の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- 5 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。
- 6 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

第5節 事業所による応急対策の実施

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

震災後、事業者は、来訪者、従業員等の安全を確保するとともに次の応急対策を実施し、応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与するものとする。

- 1 建物内に閉じ込められたり、下敷きになった者が発生した場合の初期救出・救護
- 2 速やかな出火防止措置を実施
- 3 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施
- 4 正確な情報収集及び来訪者や従業員等に伝達
- 5 施設の安全を確認した上での従業員に対する一斉帰宅の抑制
- 6 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動の実施

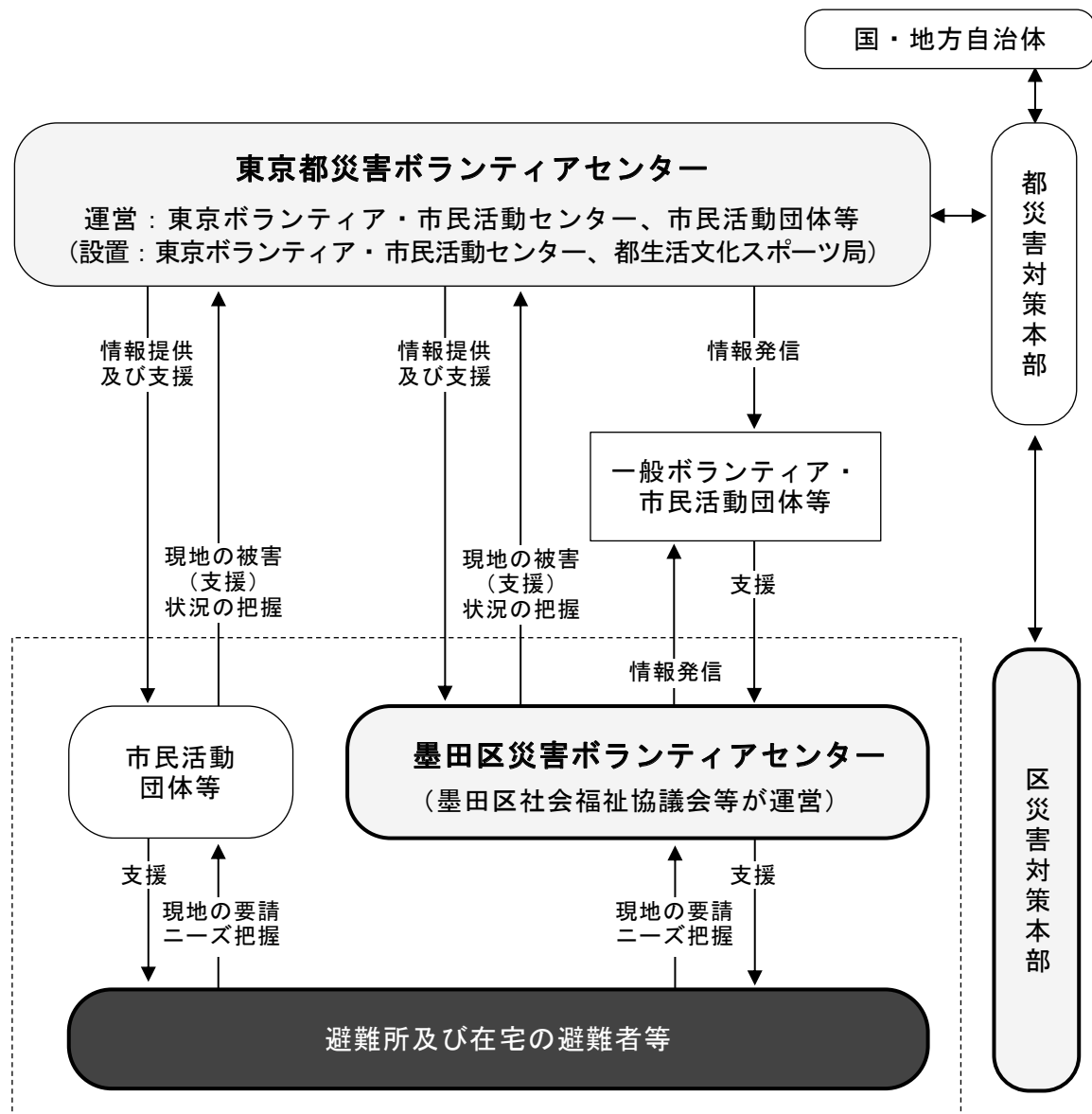
第6節 ボランティアとの連携

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

墨田区社会福祉協議会等との協働による災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。

※ IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊 P362 参照）＜再掲＞

【ボランティアとの連携図】



● 復旧対策

第1節 地域による応急対策の実施

応急対策第2節「地域による応急対策の実施」に準ずる。

第2節 消防団による応急対策の実施

応急対策第4節「消防団による応急対策の実施」に準ずる。

第3節 ボランティアとの連携

応急対策第6節「ボランティアとの連携」に準ずる。

